

京都市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例（平成25年12月24日京都市条例第69号）（文化市民局地域自治推進室）

右京区役所嵯峨出張所については、区役所本所までの交通アクセスが便利な場所に立地しており、その地理的条件や行政運営の効率化を図るという観点から、右京区における戸籍事務のコンピュータ化の完了時期に合わせて、証明書発行コーナーへとその機能を見直し、出張所を廃止することとしました。

また、併せて所管区域欄の記載内容の統一を図るため、「北区」、「左京区」、「南区」を削除し、町名のみを記載することとしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年12月24日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 69 号

京都市区役所出張所設置条例の一部を改正する条例

京都市区役所出張所設置条例の一部を次のように改正する。

北区役所小野郷出張所の項所管区域の欄中「北区」を削る。

左京区役所岩倉出張所の項所管区域の欄中「左京区」を削る。

南区役所久世出張所の項所管区域の欄中「南区」を削る。

右京区役所嵯峨出張所の項を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(文化市民局地域自治推進室)